



子育て応援ナビ



こんぺいとう広場 ③

こんぺいとう広場では、松の木保育園、やわらぎ幼稚園で園庭開放を行っています。

【と き】 ○松の木保育園 5月14日(火)

○やわらぎ幼稚園 5月15日(水)

開放時間：午前9時45分～11時

【対 象】 1歳～4歳未満のお子さんと保護者

【内 容】 各園へお問い合わせください。

※着替え、水筒(お茶)、タオルなどをお持ちください。

※おもちゃ、お菓子は持ってこないでください。

※予約不要。

※車でのお来園はご遠慮ください。

◆問合せ 松の木保育園 ☎98-2882

やわらぎ幼稚園 ☎98-1402

子育て支援課 ☎98-5596



おひさまひろば ③

子どもを安心して遊ばせたり、様々な人と情報交換したり、たまにはほっと一息つきたい、ちょっと悩みを聞いてほしい、そんな声にお応えする場所です。

子育てをしているお母さん、お父さん、おばあちゃん、おじいちゃん、お子さんと一緒に遊びに来てください。

【と き】 5月10日、17日、24日、31日 毎金曜日

午前9時45分～午後4時

【ところ】 町立幼稚園2階 おひさまひろば

【対 象】 未就園児と保護者

※ベッドがあるので生後2、3か月のお子さんと参加して頂く事も可能です。

※予約は不要です。開放時間内にお越しください。

※お持ち頂いた昼食を食べて頂くことができます。(離乳食も温められます)

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

すこやかホール開放 ③

みんなで遊べるようホールを開放しています。

相談・身体測定をご希望の方は母子手帳をお持ち頂き、受付時間内にお越しください。

【と き】 5月8日(水)、22日(水)

午前9時30分～11時30分

受付：午前9時30分～10時30分

【ところ】 町立保健センター2階 すこやかホール

【対 象】 就園前までのお子さんと保護者

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

おひさまひろば「ぷらす」 ③

おひさまひろば「ぷらす」は、おひさまひろばのイベントデーのことです。

【と き】 5月24日(金) 午前9時45分～11時30分

【ところ】 町立幼稚園2階 遊戯室・園庭

【持ち物】 水筒(お茶)・タオル・着替え

【内 容】 園庭あそび

※12時からはお弁当タイムです(自由参加)。

※親子ともに動きやすい服装でお越しください。

※予約は不要です。

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596



子育て支援センターで相談や交流をしませんか？ ③

町では子育て支援センター(やわらぎ保育園内)を設置しています。

支援センターでは、育児相談のほか、親子での遊びや交流などをつうじて色々なお手伝いをしています。

【と き】

月曜日～金曜日(祝日は除く)

午前10時～午後3時

【ところ】

やわらぎ保育園内子育て支援センター室(玄関右ホール)

【対 象】

0歳～就園前の乳幼児と保護者

【持ち物】

水筒・着替え・タオル・その他各自必要なもの

お持ち頂いたお弁当・離乳食を食べて頂くことができます。

お菓子類やおもちゃなどは持ってこ

ないでください。

【親と子の遊びの広場・前期募集】

わんぱくプラザ	
募集人数	25組の親子
場 所	山田集会所
内 容	5月21日(火)から(全16回程度) 体操・リトミック・スイミング・英語の体験

集まれひよこグループ	
募集人数	25組を超える場合は、2つのグループに分けます
場 所	やわらぎ幼稚園ホール
内 容	5月24日(金)から(全15回程度) 0歳～就園前の親子 保育士と一緒に楽しく遊びましょう

【募 集】

5月10日(金) 午前9時30分～正午の間に、子育て支援センターまでお越しください。

●初めての人を優先し、定員になり次第締め切ります。

●電話での受け付けはできません。子育て支援センターにお越しください。

●詳しくは、受付時にお知らせします。

◆問合せ 子育て支援センター(やわらぎ保育園内) ☎98-1435

ひとり親家庭などの出張相談窓口

ひとり親家庭の皆さんに対して、就業や生活、子育てなどについての相談や情報提供などの支援を行うため、専任職員による出張相談窓口を開設します。

また、富田林子ども家庭センターでは随時、母子・父子自立支援員が面接、または、電話で相談に応じています。

【と き】 5月7日(火) 午後2時～4時
【ところ】 役場庁舎1階 相談室

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

富田林子ども家庭センター

生活福祉課 ☎25-1131



第一部【日本という国と聖徳太子】

(植田氏講演要約)

3月16日(土)、町立万葉ホールで聖徳太子没後1400年を記念して、聖徳太子没後1400年記念講演会を行いました。

第1部は植田勝博氏による「日本という国と聖徳太子」と題した全体講演、第2部は浅野町長、中村議長、叡福寺近藤住職、聖徳太子没後1400年記念実行委員会澤田会長(太子区長)によるパネルディスカッションを行いました。

「聖徳太子は、法律、行政、外交といった日本の国の礎を作りました。また、日本の宗教・文化を尊重しつつ、海外の宗教や文化などを取り入れることによって日本の産業を興し、当時の日本人の思想をも劇的に改革していきました。こうした聖徳太子による国づくりは、現在の私たち日本人の中に根強く残っています。そういった意味で、私たちにとって聖徳太子は忘れてはならない存在です。聖徳太子が亡くなって1400年経った今、改めてその輝かしい業績と現在も私達の指針を示されていることを再確認し、全国に聖徳太子の存在を明らかにすることが課題です。」

●聖徳太子の業績、関係先

①法律、②政治・行政・外交、③産業、④宗教、⑤文化、⑥芸術など

●1400年遠忌

- ・皇室(国の象徴)、法律、国、各地行政(政治・外交遣隋使)、産業、文化(お茶、その他)など様々な分野のルーツとなっていることから、各分野の有力者を巻き込んでの取り組みとする必要がある。
- ・大正10年(1921年)の没後1300年には約20万人が参拝した。
- ・予算規模は現在の価値で約10億円であり、その多くは各界の関係先からの寄付によって集めた。

●基本的な役割と取組

太子町(行政)…皇室、政治招致の働きかけ、産業(業界)へ協力の要請、文化(団体)へ協力の要請

叡福寺(寺院)…宗教団体などの取りまとめ、文化(団体)へ協力の要請

実行委員会…1400年遠忌、全体の取組が円滑に流れるよう整序

政教分離の観点から、町のできないところは実行委員会が担う。

※聖徳太子には宗教的な側面が大きく、そのために太子町(行政)と叡福寺(宗教)が離反することはイベントの魅力を減減させてしまう。こうした中で行政と宗教の間を取り持つ実行委員会の役割は大きい。

●施策

- ・聖徳太子に関する行事、啓発、後援、その他
- ・交通(近鉄電車)との提携。〔上ノ太子駅〕を〔聖徳太子駅〕に改名するように要請するなど、全国からの参詣に来られた際にわかりやすいように)
- ・最高額紙幣への復活を陳情するなど話題性がある取り組みを行う。



第二部【パネルディスカッション(要旨)】



植田氏…太子町の名前の由来ともなっている「聖徳太子」、その存在が今消えようとしている。日本の高額紙幣からは1984年以降姿を消し、教科書上の記載名も「聖徳太子」ではなく「厩戸皇子」となっている。このことに対して、「聖徳太子」を財産としてどう考えるか。

浅野町長…お札の話が出たが、「聖徳太子」が高額紙幣に何度も登場していることは、本当に誇りである。現実問題として、高額紙幣に再び載ることは難しいことではあるが、例えば歴史の偉人がなぜ紙幣に登場するようになったのか、などを地元の子どもたちと考えることは地元を愛する心の醸成につながる。また、メディアへの働きかけにもなると思う。

中村議長…以前から一般質問のなかで、聖徳太子没後1400年にどう取り組むかを問うてきた。今その答えが見つければよいとしている。紙幣の歴史を見れば計7回も聖徳太子が登場しており、歴代の人物の中では最多である。大正10年、没後1300年の年には20万人もの人が太子町に來たとの記録もあり、1400年の節目にも叡福寺と協力していきたい。**植田氏**…聖徳太子を紙幣に載せた人の見識は高い。聖徳太子の名前を掲げていけば復刻することも可能ではないだろうか。そのような世論の土台はある。

浅野町長…町としても高額紙幣復活は願っている。設立した実行委員会とおしに国にも陳情活動をしていきたい。たとえ無理だとしてもその中で努力していくことが重要だと思う。しかし、行政を預かる身としては政教分離の問題がでてきて立場的に動きづらくなることもある。しかし、聖徳太子の「太子」の名を受けたい町として、何かしらの形で協力を、みなさまと1400年を迎えていきたい。**近藤氏**…私の役目は御廟を守ること、「太子」の心を伝えることにある。4月には大乗会式を行っており、1400年の節目には大乗会式の期間を延ばし、法要・イベント(奉納舞踊など)を行い、より多くの人に縁を結んで頂けるような1400年にしていきたい。

植田氏…政教分離の問題もあるが、行政と宗教の間には実行委員会という形で間をとりなすことはできる。今回は実行委員会も立ち上がり活動を進めていくように聞いている。

澤田氏…太子町民として叡福寺は思い出の場所。自分でも没後1400年の節目に向けて町に協力できることは?と考え、小学生から続けていた「剣道」で「太子会」を発足し、23年間活動を続けていく。2年後の、没後1400年の年は「太子会」25周年でもあ



る。この時期に実行委員長の役を与えられたのは、ある意味聖徳太子の意志が働いていると感じている。1400年祭を契機として太子町が全国レベルになればと考えている。物事を進めていく中でやはり町民のご協力が一番大事。

植田氏…1400年を迎えるにあたりイベントを実施するには大きく3つ、「金・人・形」の要素をどう考えるかが重要。これは日本の建国の父・聖徳太子への誇りを問うための活動である。そういう意味では極端な話、皇室を迎えることも可能だと思っている。政治家の皆さんも参加して頂き、資金も出してもらいたい。文化としての側面から言えば千利休の3つの家元や聖徳太子の造った縁の膨大な寺などが対象となると思う。そういう事を前提としてプレゼンを進めていくべきではないかと思う。

澤田氏…太子町は色々なイベントをしている。まずは1400年事業に関わって頂き、忙しい中にも充実感を感じてもらえるよう協力をして頂きたい。

植田氏…聖徳太子には大きな知名度があるので自信を持って資金集めに走って頂きたい。

近藤氏…日本宗教界の祖として聖徳太子廟には各宗派の宗祖がお参りに来られている。また、聖徳太子自身も伊勢神宮に参られている。このようなことから「宗派」を超えた法要を考えている。聖徳太子の「お心」をより多くの人々に伝えられるのではないかと感じている。

植田氏…政教分離を超えて、日本という「国」の誕生を担った聖徳太子を押し上げていくのは十分にやる価値がある。

浅野町長…政教分離の問題は



どうしても切り離せないの、ご理解頂きたい。

植田氏…最後に1400年を迎えるにあたり一言ずつ頂きたい。

浅野町長…「聖徳太子のまち」と一目瞭然で分かるようなモノユメント作製や近鉄上ノ太子駅での乗降客に対する町の紹介のアナウンスなどの働きかけをやっている。

中村議長…約10年前に「たいしくん」のマスコットキャラクターを考案し、太子町を売り込む形ができたように、今後も1400年に向けて何らかの形でPRに専念して頂きたい。

近藤氏…1400年の節目を迎えるにあたり、成功させたいという想いだけで終わらずに、その後も太子への想いを続けていけるような流れで執り行えたら一番良いと思う。聖徳太子に焦点をあてると叡福寺にも注目が集まってくる。話題作りから取り組み、たくさんの人に縁を結んでいきたい。

澤田氏…前日の新聞でこの講演会の記事を見た。新聞に載るといふ事は新聞社も興味を持っているという事なので、引き続きこのようにアピールしていくことが重要。今回は河内版の記事であったが、今後はより大きく載るように発信していきたい。

植田氏…聖徳太子は様々な原点である。そのスター性を現代の人々は知らなければならぬし、それを伝えていくことが我々の責務である。太子町、実行委員会、

お寺だけでなく、ここに集まった皆さん、日本列島に身を置く皆さん方にもご支援を頂くかたちで1400年に向かって再認識して頂きたい。

(事務局の回答)

支線交通について実証運行を行います。ルートにつきましては、住民の皆さまの意見も聞きながら設定してまいります。また、実証運行による利用状況の結果や皆様からの意見を踏まえて、持続可能な地域公共交通の実現に向けた、支線交通の具体的な施策を交通会議での議論を踏まえて決めてまいります。

(会長のコメント)

同様のご指摘は数多くお聞きしています。改善のために、福祉センターバスと予約型乗合ワゴンの再編を行います。誰もが平等に乗れるバスを目指していますので、ご協力をお願いいたします。

福祉センターバスについて

- 福祉センターバスは、使用人数も多いので従来通りの条件（無料）で運行させて欲しい。
- 現在の運行コースで、無料であるということで、利用しやすくなっていると思われる。無料制がどうしても無理でも出来るだけ負担のハードルを下げるために、工夫が必要ではないか。

(事務局の回答)

本町の公共交通は、利便性の向上だけでなく、持続可能な地域公共交通を構築することを目的としています。そのため、福祉センターバスの再編も前提とし、新しい交通体系を見直すことを目指しています。福祉センターバスが高齢者の皆さま方の外出機会の創出や移動に欠くことができない手段であることは十分理解しておりますので、公共交通だけでなく福祉政策の移動手段と合わせて、皆さまが利用しやすく、かつ持続的に運行を続けていける交通体系の構築を進めてまいります。

(会長のコメント)

新しい地域公共交通の検討は、持続可能性も考え、有償であることを大前提にしていますが、いわゆる「敬老パス」のような、特別運賃（無料乗車や割引運賃）を否定していませんし、これまでの地域公共交通会議でも「すべてを有償にする」とも言っていません。私自身、「日本福祉文化学会」の会員で、高齢者の交通行動について研究しており、高齢者をはじめとする「交通弱者」への対策には、実は肯定的な立場です。事務局および健康福祉部からは、交通弱者に対する特別運賃（無償もしくは割引）の設定提案を頂いております。ただ、住民のかたには、特別運賃を否定されるかたもおられますので、コスト削減も含めて、今後、地域公共交通会議で検討していきたいと思っております。

予約型乗合ワゴンについて

- 「予約型乗合ワゴンや福祉センターバスの再編を前提に」とありますが、高齢者、障がい者、交通弱者のために、引き続き「必ず走らせてほしい」。これは多くの人の声です。「予約型乗合ワゴン」は、今以上に便利で利用しやすく（年齢制限や予約制の検討）改善も合わせ、存続を強く要望する。

(事務局の回答)

本町の公共交通は、基本方針に記載しているとおり、利便性の向上だけでなく、持続可能な地域公共交通を構築することを目的としています。そのため、予約型乗合ワゴンの再編も前提とし、新しい交通体系を見直すことを目指しています。予約型乗合ワゴンが高齢者の皆さま方の外出機会の創出や移動に欠くことができない手段であることは十分理解しておりますので、公共交通だけでなく福祉政策の移動手段と合わせて、皆さまが利用しやすく、かつ持続的に運行を続けていける交通体系の構築を進めてまいります。

(会長のコメント)

再編は直接的に廃止を意味するわけではありません。現在、検討している新しい地域公共交通では、予約型乗合ワゴンや福祉センターバスの機能を引き継ぐように慎重に検討しています。バスを利用して、いろいろなところに出かけることは最適な介護予防です。この点は私も事務局も共通した考えです。また、年齢制限の撤廃や予約制の煩わしさについては、多くの住民の方がたから、改善してほしいという声を聞いています。私自身がみなさんの立場なら、同じように改善を求めます。ただし、現在の予約型乗合ワゴンでは、誰もがいつでも自由に乗車することは、車体の大きさや町の財源、法制度などの点から、極めて難しいのが現実です。夢を見ていては、太子町の交通環境はいつまで経っても改善しませんので、現実を直視して、私は再編を進めるべきと思っています。再編は太子町の地域公共交通を改革する重要なポイントです。再編というメスを入れずして、改革はありません。ただ、メスの入れかたについては、大いに住民のみなさんと議論したいと思っています。

■本稿は、太子町地域公共交通会議会長（大阪産業大学経済学部・大学院経済学研究科教授）の小川雅司氏が執筆したものである

地域公共交通について考える 16

●第5回太子町地域公共交通会議を開催しました

2018年度最終の第5回太子町地域公共交通会議を3月13日(水)の14時から16時に「万葉ホール」で実施しました。当日の議事は以下の通りです。本号では(来月の次号でも)、2番の「地域公共交通網形成計画(案)に対するパブリックコメントの報告」について取り挙げたいと思います。

- 1) 地域公共交通ワークショップの報告
- 2) 地域公共交通網形成計画(案)に対するパブリックコメントの報告
- 3) 地域公共交通網形成計画(案)の修正
- 4) 地域公共交通網形成計画(案)の最終審議

●地域公共交通網形成計画(案)に対するパブリックコメントの報告

1月9日(木)の第3回地域公共交通会議で提示しました「地域公共交通網形成計画(素案)」に対して、2月1日から3月1日の間でパブリックコメントを実施しましたところ、51件のパブリックコメントがありました。大変お忙しいなか、ご意見をお寄せ下さいまして、ありがとうございました。ここでは、町民のみなさんと是非とも共有しておきたいコメントに絞って紹介し、事務局(太子町)の回答を踏まえて、会長であり学識経験者である私のコメントを添付しています。

基幹交通について

- ・太子中央線の新規路線について、具体的に出発点と経由地と終点について早急に明らかにしてほしい。
- ・聖和台2～3丁目の奥のぶどう畑の前の通りは、奥へ入り込んでいて中央線から遠い。高齢者の足の保障を考えてほしい。

(事務局の回答)

既に運行されている民間交通事業者のバス路線に対し、行政が変更することは困難です。新規路線についてはいただいたご意見を交通事業者にお伝えするとともに、具体的なルート、バス停等の発表につきましては、少しでも早く皆様にお知らせできるように交通事業者と情報交換を重ねながら進めてまいります。

(会長のコメント)

基幹交通(太子中央線の新規路線)については、

現在、事務局が金剛自動車および警察と協議を進め、バスが安全に走れるルートとバス停の設置できる位置の洗い出しを始めています。それが終わりましたら自治会を中心に、住民のみなさんでもバス停の位置などを検討して頂きたいと思います。また、中央線から遠い、奥に入り込んでいるところについては、聖和台のなかに路線を設定することも検討しています。先日、金剛自動車が実際のバスを使って、運行のシミュレーションをされ、聖和台のなかも走行可能かどうかを検討されています。重要なのは、聖和台のみなさんが1つとなれるかどうかです。排気ガスの臭いや騒音が原因で、住宅区のなかでバスが走行することを嫌がる人もいます。自治会の方がたを中心に、地域のみなさんで集まって、是非とも活発な議論を進めて頂けませんか。必要であれば、私(会長)はいつでも、その場に伺い、みなさんと一緒に議論したいと思っています。

支線交通について

- ・基幹交通だけでは充足できない聖和台西地域やいわき台、福祉センター、町内の医療機関、コンビニ等へは町の支線交通で利便性を持たせる細やかな計画で充実した交通網の形成を考慮してもらいたい。

(事務局の回答)

基幹交通バス停の圏域から外れる地域につきましては、今後、検討事項としてまいります。

(会長のコメント)

どれだけ細かな交通網を形成できるかは、総合的に考えないといけないと思いますが、町内の医療機関やコンビニなどにバスで行けるようにするという視点は重要と思っています。最近、コンビニは、コミュニティの場としても機能し、地域の重要な場所になりつつあります。また、「交通不便地域」、特に個人的には、いわき台のことが気になっています。若い世帯が多く、自家用車で移動している方が多いと思いますが、これから先のことを考えると、検討(もしくは実証運行)はしておかないといけないと思います。

- ・現在運行されている予約型乗合ワゴン、事前の予約と年齢制限があり、気軽な利用が出来にくい思いがあった。町内を時間を決めて巡回するバス(またはワゴン車)を是非実現させてほしい。

人権コーナー「気づく」では、人権に関する様々な問題や啓発推進情報をお知らせします。

小さなことでもまず気づくことが、お互いを尊重し、一人ひとりが豊かに生きることができる社会につながる。「気づく」には、そんな願いが込められています。

憲法週間

5月3日の「憲法記念日」は、第二次世界大戦終結後の昭和22年5月3日に現在の「日本国憲法」が施行されたことを記念して定められた祝日です。その前後一週間が「憲法週間」です。

憲法の基本理念のひとつに「基本的人権の尊重」があります。第11条には、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と明記されています。

憲法週間に、基本的人権の大切さについてもう一度考えてみ

ましょう。

町では、憲法週間に特設人権相談所を開設します。

○特設人権相談

差別やいじめなど、人権にかかる悩みや疑問に応じます。相談は無料で、人権擁護委員が応じます。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

【と き】 5月9日(木)

午後2時～4時

【ところ】 役場庁舎3階 第3会議室

【人権擁護委員】 筒井 一太(春日) 井上 芳子(春日)

佃井 恵一(山田) 刀根 道夫(聖和台)

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515

人権コラム「よき日へ」

青い空にアボリジナルの旗

大阪教育大学 神村 早織

オーストラリア・メルボルンで、ある小学校を訪れた。青い空に白い雲、そして、緑のユーカリの木が並ぶ街並みに、その小学校はあった。今回の視察の目的は、かつて「白豪主義」という白人優先政策をとっていたオーストラリアが、今、多くの移民を受け入れるようになり、多様性を重んじる国家としてどのような教育をすすめているかを知ることであった。

私たちを出迎えてくれたのは、校長先生と(日本で言えば)児童会の子どもたちだ。私の担当は小学3年生と4年生。しかし、授業見学も学校案内も全て彼らがすすめてくれる。子どもたちの表情は活気に溢れ、私たちの質問に対して競い合うように答えてくれる。

案内の途中、学校の前庭のポールに見慣れない旗が掲げられていた。オーストラリアの国旗といえば、イギリスの国旗であるユニオン・ジャックが左上4分の1にあり、周囲に白い南十字星が並んでいる、紺地に赤と白の旗を想像するのではないだろうか。ところが、この小学校ではためいていたのは、上半分が黒、下半分が赤のツートンカラーの地に、黄色の丸が描かれていたものだ。

子どもたちにたずねると、即座に「この学校の近くには、アボリジナルの人がたくさん住んでいて、この学校にもアボリジナルの子どもがいるから、大切な旗なのです」と教えてくれた。彼らは、中学年のクラスで、リーディングやライティングの時間にアボリジナルについて学習しているのだ。アボリジナルとは、オーストラリアの先住民の総称だ。白人の植民地化の中で大量殺りくや同化政策が行われた歴史があり、オーストラリアでは、1998年から先住民族に対する謝罪を明らかにした「National Sorry Day」が続けられているという。

その後、メルボルン周辺の各地を歩いていると、なるほど、オーストラリアの国旗とアボリジナルの旗が並んで掲揚されている光景に出会った。オーストラリアでは、現在、どちらの旗も法律で認められているという。中央の黄色い丸は命の根源としての太陽を、そして上半分の黒はアボリジナルの人々を、下半分の赤は大地との精神的なつながりを表している。そういえば、2000年のシドニー・オリンピックにおいて、金メダリストの陸上選手が、ウィニングランの時に、国旗とアボリジナルの旗の2つを掲げて走った感動的な映像を思い出した。

メルボルンの街中を歩いていると、この国が一九七〇年代まで白人優先政策をとっていたとは思えないほど、様々な肌の色の人たちが行き交っている。未来を創造する教育の可能性を感じた時だった。

マイナンバーカードの臨時休日交付窓口を開設します(予約制)

マイナンバーカードは原則として本人が窓口に来られて受け取る必要があります。平日の役場開庁日に受け取りに来ることが困難な人のために、臨時休日交付窓口を開設します。

マイナンバーカード受け取りの流れ

申込まれたマイナンバーカード(個人番号カード)ができあがり、役場に届いたことをお知らせする交付通知書(ハガキ)が申請者のご自宅に届きます。通知書が届きましたら、必要な持ち物をお持ちになり、ご本人が住民人権課にお越しください(15歳未満の人と成年被後見人の場合は、本人に法定代理人が同行してください)。住民人権課で本人確認のうえ、暗証番号

を設定頂くと、カードを受け取ることができます。

【と き】 5月12日(日) 午前9時～正午

【ところ】 住民人権課

※当日は予約制となりますので、5月8日(水)までにご予約ください。

※次回以降の休日交付は決定次第別途ご案内します。

※交付の際に必要な持ち物は、通知カードに同封されていた案内の7ページ、交付通知書、町ホームページでご確認ください。

※証明発行、届出などの通常業務は行っていない。

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515

連休中の生涯学習施設の運営

施設名		4月27日～5月6日の運営状況（運営時間は通常通り）
町立総合スポーツ公園 ◆問合せ ☎98-5344	総合体育館	連休中開館（予約状況は総合体育館へお問い合わせください。）
	総合グラウンド	連休中使用可（予約状況は総合体育館へお問い合わせください。）
	テニスコート	連休中使用可（予約状況は総合体育館へお問い合わせください。）
町立公民館 ◆問合せ ☎98-5530		4月27日、28日は開館、4月29日～5月6日まで休館
町立図書室 ◆問合せ ☎98-5526		連休中開館
町立竹内街道歴史資料館 ◆問合せ ☎98-3266		連休中開館
大道旧山本家住宅 ◆問合せ 歴史資料館まで		連休中開館

※総合スポーツ公園の予約状況はインターネット（太子町スポーツ施設情報システム）からご確認頂けます。

地域公共交通網形成計画を策定しました

町では人口減少や高齢化が進み、自動車やバイクを移動手段として利用している人が多い状況にあります。その中で、将来にわたって地域住民に利用される持続可能な公共交通の構築を図ることを目的として太子町地域公共交通網形成計画を策定しましたのでお知らせします。

【基本理念】

- 平等な外出機会の支援
- 地域で支え合うコミュニティの推進
- 多様な人の交流の創造

【基本方針】

- 様々な主体が連携・協働しながら、みんなで地域公共交通を支援する
- 地域特性や需要に即した地域公共交通を実現する
- 持続可能な地域公共交通を構築する

【目標と具体的な施策】

目標1. 誰もが利用できる地域公共交通網の形成

- 施策1-1 近鉄上ノ太子駅～聖和台・磯長台～役場間を結

ぶバスの運行

- 施策1-2 東部地域（畑・山田）～役場間を結ぶ新たな交通の運行

- 施策1-3 役場周辺バス停の拠点の強化

- 施策1-4 ユニバーサルデザインの推進

- 施策1-5 交通弱者に対する移動支援

目標2. みんなで支える地域公共交通の活性化

- 施策2-1 住民主体の公共交通の利用促進に向けた取り組みの推進

- 施策2-2 太子町内での情報発信

- 施策2-3 公共交通を利用するきっかけづくり

- 施策2-4 教育機関との連携

目標3. 地域公共交通を活用した多様な人の交流

- 施策3-1 観光施設などでの案内充実

- 施策3-2 商業施設周辺へのアクセス強化

- 施策3-3 高齢者などの外出のきっかけづくり

◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300

5月は「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」です

世界禁煙デー 5月30日(木) 禁煙週間 5月30日(木)～6月6日(木)

第3次健康太子21目標「自分のため、人のため 知ることからはじめる 禁煙・減煙・分煙活動」

- ・タバコの煙には、4,000種類以上もの化学物質が含まれています。そのうち、**発がん性物質は60種類**。
- ・タバコは、肺がん以外にも様々な病気を引き起こします。肺の生活習慣病と言えるCOPDは喫煙が主な原因とされ、主にたばこの煙が肺胞や気道の炎症・破壊を起こし、肺への空気の通りが慢性的に悪くなり、ゆっくりと進行していきます。症状として運動時（歩く・階段を上る程度）の呼吸困難、日常慢性的な咳や痰を伴います。初期の段階では咳、痰、息切れなどの症状を自覚しにくいので、あまり気にしないのですが、それが落とし穴になってしまい、気づいた時には日々息切れした状態で生活できないといけなくなります。



知らない間に、肺機能の低下が進行しています



皆さんもこの機会にご自身の健康のため、またあなたの周りの大切な人のために、是非、禁煙について考えてみませんか？
～禁煙チャレンジ！会～ ③

あなたの禁煙チャレンジがスムーズに続くように、担当スタッフが個別にサポートしていきます。

お仕事をされている人も、相談しやすい日程や方法を検討して、禁煙チャレンジをサポートします。お気軽にご参加ください。

【と き】 個別相談日は担当スタッフと後日決定します。まずは、お電話ください。

【ところ】 町立保健センター

【対 象】 1か月以内にタバコをやめたい人（年齢制限なし）

◆申込・問合せ 健康増進課 ☎98-5520



ミニ健康展 in 聖徳市 ③

5月のテーマ「免疫力を上げよう！」

5月の聖徳市では、免疫力ってなに？免疫力を上げるために有効な食べ物ってなに？など、免疫力に注目して太子町食生活改善推進協議会「若芽会」が、おすすめレシピの紹介やクイズなどを行います。

楽しく学べるブースになっていますので、ぜひ、のぞいてみてください。

【と き】 5月19日(日)

午前10時～午後1時まで

【ところ】 太子・和みの広場

★ミニ健康展は、月替わりに「食」など様々なテーマで行います。

★がん検診などの予約も受け付けます。

★たいしくんスマイルカードをお持ちください。

★「若芽会」とは、町に住む皆さんの生活習慣病を予防する食生活を推進しているボランティアグループです。食に関心のある人は、ぜひ一緒に活動しましょう。メンバー募集中です。

◆申込・問合せ 健康増進課

☎98-5520

こころほぐしの会 (こころの健康相談会)

午前中は保育付きです

肩こりがあると肩をほぐすように、こころもほぐしてみませんか？

この相談会では、臨床心理士があなたの気持ちに寄り添いながら、仕事や家族、子育ての悩みなどに関するこころの整理のお手伝いをします。

子育て中のママ・パパも気軽に利用できます。相談の秘密は守りますのでお気軽にご利用ください。

【と き】 5月22日(水)

①午前10時～

②午前11時～

③午後1時30分～

【ところ】 町立保健センター

【対象】 町内在住・在勤の人

【内容】 臨床心理士による悩み・不安・ストレス・うつなどの心理的問題に対する個別相談

【費用】 無料

【保育】 ①②の予約枠はお子さんの保育も可能です

【申込】 事前にお電話でご予約ください

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

わくわく農業体験参加者募集(さつまいも編) ③

5株のさつまいもを収穫できます。

収穫したさつまいもで食育推進PRもを行います！

【と き】 第1回目 5月25日(土)

午前9時45分集合

※5月～10月までの間で全2回行います。

【ところ】 わくわく農業体験クラブの畑(町内山田地区)

【対象】 就学前の幼児とその保護者・小学生30組(応募者多数の場合は、抽選で決定します)

※小学生は、幼児たちのリーダーとなって畑作業を手伝ってもらいます。

【参加費】 一組500円(一組4人まで)

【応募】 5月7日(火)～20日(月)

応募用紙の配付は、町内の保育園・幼稚園・町立保健センターで行っています。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

ヘルシーライフ講座 ③

「良い季節だし、身体を動かすために何かしたい」「冬場の運動不足と食べ過ぎで体重が増えてしまった」「食事も気をつけているのにコレステロールの数値が高いのは何故だろう」などのお悩みを講座で解決。

全5回の講座をとおして、運動・食事についてあなたの改善点を栄養士・保健師・運動指導士と一緒に考えます。

活動計・ストックの無料レンタルがあります。

ぜひ、この機会にヘルシーライフとヘルシーボディを手に入れよう！

【対象】 町内在住の20歳以上の人

【定員】 先着20人(要事前申込み)

※5月17日(金)までに健康増進課までお申込みください。

【参加費】 無料

●「食事」編

1日の必要カロリーを知ろう！

【と き】 5月24日(金)

午後1時30分～

気になる数値を下げるコツ

【と き】 5月31日(金)

午後1時30分～

●「運動」編

ストレッチで柔らかい体を手に入れよう

【と き】 6月7日(金)

午後1時30分～

ストックを使ったウォーキング法

【と き】 6月14日(金)

午後1時30分～

【ところ】 町立万葉ホール

●調理実習

コレステロールを減らす食事

【と き】 6月21日(金)

午前10時～

【ところ】 町立保健センター

【参加費】 食材料自己負担

◆申込・問合せ 健康増進課

☎98-5520

とくとか健診 ⑩

特定健康診査・高齢者健康診査は各医療機関で個々に受診することができますが、より多くの人に受診して頂くため、町立万葉ホールで、集団検診(とくとか健診)を行います。

とくとか健診は、予約制です。予約受付開始日は、6月4日(火)からです。

予約専用ダイヤルについては、広報太子6月号でお知らせします。

【と き】 8月25日(日)～27日(火)

※乳がん・肺がん・大腸がん検診が同時に受けられます。

8月29日(木)～31日(土)

※胃がん・肺がん・大腸がん検診が同時に受けられます。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

4月30日～5月2日の診療体制

4月30日(火)、5月1日(水)、2日(木)の休日診療所の内科・小児科診療は、済生会富田林病院で行います。受付時間は午前9時～11時30分、午後1時～3時30分までです。歯科診療及びその他の日曜日・祝日は通常どおりです。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

健康保険

国民健康保険、特定
健康診査受診券の送付

10

国民健康保険に加入されている40歳～74歳までの人に、特定健康診査受診券を送付します。

受診券をお持ちの人は、医療機関や8月末に実施予定のとくとく健診（集団健康診査）で、健康診査を無料で受けることができます。ぜひ、ご利用ください。また、指定の医療機関であれば人間ドック受診費用の補助を受けることもできます。詳しくは、お問い合わせください。※補助は年度内（令和2年3月まで）に1度のみ受けられます。

※健康診査補助と人間ドック補助の併用はできません。

※受診日も国民健康保険に加入している必要があります。

年に1度は健康チェックを行いましょう。

◆問合せ 保険医療課 ☎98-5516

国民健康保険料（普通徴収）
の仮算定が廃止になりました

平成30年4月から国民健康保険制度が広域化（都道府県化）されたことにより、大阪府が新たに保険者となって、市町村と共同で国民健康保険を運営しています。

町では大阪府国民健康保険運営方針の統一基準に基づき、保険料の計算方法を簡素でより分かりやすい方法とするために、平成31年度からは4月の仮算定は行わず、6月に前年中の所得をもとに年間保険料を決定（本算定）します。これにより、6月～翌年3月までの10か月で年間保険料を納めて頂くこととなり、4月、

5月の保険料の納付はありません。

平成31年度の保険料決定通知については、6月中旬に発送を予定しています。

なお、年金から天引き（特別徴収）を行っている世帯の保険料の計算方法や納付回数などについてはこれまでと変更はありません。

◆問合せ 保険医療課 ☎98-5516

元号改正による子ども医療
証の再交付

元号が改正されたことにより、現在交付中の子ども医療証の有効期限表示を変更したものを、該当のご家庭へ5月下旬に送付します。

新しい医療証は到着時からご使用できます。

現在ご使用中の「子ども医療証」については、保険医療課へ返却頂くか、ご家庭で適切に破棄して頂きますようお願いします。

◆問合せ 保険医療課 ☎98-5516

環 境

ゴルフ場に関する環境保全
協議会

ゴルフ場で用いられる農薬の適正な使用により周辺環境の保全を図り、良好な環境づくりを目的として設置されている「太子町ゴルフ場に関する環境保全協議会」を3月26日(火)に行いました。

協議会では、

- ・平成30年水質検査結果
- ・平成30年農薬使用実績
- ・平成31年農薬使用計画(案)

について審議し、承認されました。

【水質検査】

平成30年7月13日(金)、11月27日(火)

に採水を行い、水質試験の結果、全ての項目について指針値以下でした。

◆問合せ 生活環境課 ☎98-5522

農 業

農作物被害防止資材購入補
助金制度の拡充

町では、農作物の被害低減のため、農作物被害防止資材購入補助金制度を改正しました（補助上限額：3万円→7万円、補助率1/2）。

詳しくはお問い合わせください。

◆問合せ 観光産業課 ☎98-5521

お知らせ

戸籍の届出

戸籍に関する届出（出生届・婚姻届・死亡届など）は、休業期間中でも提出できます。

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515

聖徳太子没後1400年に向け
特産品開発を

太子町観光・まちづくり協会は、町と協働で観光やまちの魅力発信に取り組んでいます。

太子ブランド品の開発にも取り組み、太子みかんソースなど町の特産品を使った商品開発や、みそ作り教室・イベント出店など地産地消にも力を入れています。

令和3年の聖徳太子没後1400年に向けて、新しい商品を一緒に開発しませんか。

◆問合せ 太子町観光・まちづくり協会
☎21-1600（月・火休）
観光産業課
☎98-5521

5月の「し尿」
収集日

収 集 日	種 類
6日(月)	小 型
6日(月)	一 般
20日(月)	2 回 取 り

5月の「資源」
収集日

種 類	収 集 日
も える ゴ ミ	3 日 ・ 7 日 ・ 10 日 ・ 14 日 ・ 17 日 ・ 21 日 ・ 24 日 ・ 28 日 ・ 31 日 （毎週火・金曜日）
粗 大 ゴ ミ	8 日 ・ 22 日 （第2・第4水曜日）
ビン・カン混合	13 日 ・ 27 日 （第2・第4月曜日）
金 属 類	1 日 ・ 15 日 （第1・第3水曜日）
ペットボトル	23 日 （第4木曜日）
プラスチック製 容器包装	2 日 ・ 16 日 （第1・第3木曜日）

※粗大ごみで袋に入れて出される場合も、半透明のごみ袋を使用してください。くれぐれも黒色のごみ袋は使用しないでください。

※ごみは、必ず収集日の当日、午前7時までに出示してください。
※生ごみは、しっかり水分を切ってから出示してください。



木造住宅除却補助制度

耐震性が不足している木造住宅の除却を促進し、地震などによる人的、経済的な被害の軽減を図ると同時に住環境の改善を目的に、木造住宅の除却工事にかかる費用の一部を補助します。

【対 象】

以下の条件に該当するもの。

- ・昭和56年5月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた木造住宅
- ・耐震診断結果の数値が1.0未満であるもの（要綱で定める簡易診断でも可能）
- ・所有者の課税所得金額が507万円未満であること
- ・所有者に町税の滞納がないこと

【補助額】

1戸につき20万円、または、除却工事に要する費用のいずれか低い額。

【平成31年度申込み締切】

11月29日（金）

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助制度

大阪府が指定した土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格住宅（区域指定される以前からある住宅）を土砂災害から守るための補強措置を促進するため、補強設計及び補強工事に要する費用の一部を補助します。

【対 象】

以下の条件に該当するもの。

- ・土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格住宅
- ・現在居住されている、または、これから

ら居住しようとする木造住宅

- ・所有者の課税所得金額が507万円未満であること
- ・所有者に町税の滞納がないこと

【補助額】

補強設計：補強設計にかかる費用の23%、または、15万1千円のいずれか低い額。

補強工事：補強工事にかかる費用の23%、または、75万9千円のいずれか低い額。

【平成31年度申込み締切】

11月29日（金）

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

がけ地近接等危険住宅移転事業補助制度

がけ地の崩壊などによる危険から住民の生命の安全の確保を目的として、大阪府が条例で定める災害危険区域内、または、大阪府が指定した土砂災害特別警戒区域内にある危険住宅（既存不適格住宅）を除去し、区域外に建築、または、購入（改修も含む。）するのに要する費用の一部を補助します。

【対 象】

以下の条件に該当するもの。

- ・災害危険区域、または、土砂災害特別警戒区域にある危険住宅であること。
- ・移転先は町内であること。
- ・所有者に町税の滞納がないこと。

【補助額】

除去：1戸あたり80万2千円を限度とし、撤去費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費、その他移転に伴う経費を対象とする。

建築、または、購入（改修も含む）1戸あたり415万円（建物319万円、土地96万円）を限度とし、資金を金融機関その他の借入先から借り入れた場合に、当該借入利子（年利率8.5%を限度とする）に相当する額を対象とする。

【平成31年度申込み締切】

11月29日（金）

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523



キミはこの謎がとけるかな？宝さがしゲーム

今年も、太子町青少年指導員会による宝さがしゲームを行います。

会場内に隠されたお宝の中のキーワードを見つけて、言葉を完成させるゲームです。正解すると、抽選で素敵な賞品が当たるかも！？

皆さんの参加を、お待ちしております。

【と き】 5月5日（日）

受付：午前9時～10時30分

探索：午前9時～11時

抽選：午前11時15分～

※小雨決行。

※抽選時に会場にいないと、無効になります。

【ところ】 太子・和みの広場

【参加費】 無料

◆問合せ 生涯学習課 ☎98-5534

ダイヤモンドトレール縦走石板めぐり・地域めぐり・山頂めぐり

ダイヤモンドトレールを楽しみながら歩いてみませんか。ルート上に設置された17か所の石板すべてをめぐられた人、おすすめ日帰りコースを歩かれた人、二上山、金剛山などの山頂に登り、周辺市町村で地元名産品などの購入や飲食などをされた人に、認定証とオリジナル缶バッジ進呈中（12月31日まで）。

詳しくは、大阪府南河内農と緑の総合事務所ホームページをご覧ください。

◆問合せ 大阪府南河内農と緑の総合事務所地域政策室 ☎25-1131

5月の相談	種 類	日 程	時 間	場 所	問い合わせ先
	行政（国の行政に関すること）	10日（金）	13：00～15：00	役場 3 階第 1 会議室	総 務 政 策 課 ☎98-0300
	消 費 者※1	平日の（月）～（金）	9：00～16：00	富 田 林 市 役 所	富田林市消費生活センター ☎25-1000（内線186）
	教育（いじめ110番・進路）	平日の（月）～（金）	9：00～17：00	教 育 委 員 会	学 務 指 導 課 ☎98-5532
	人 権※2			住 民 人 権 課	住 民 人 権 課 ☎98-5515
	就 労			観 光 産 業 課	観 光 産 業 課 ☎98-5521
	心 配 ご と	10日（金）・24日（金）	13：30～15：00	役場 1 階第 2 相談室	社会福祉協議会 ☎98-1311

※1 消費者相談は正午～午後1時までの間、対応できません。 ※2 人権相談は、河南町・千早赤阪村役場での相談も可能です。



固定資産税の第1期と軽自動車税納期限は5月31日(金)です

固定資産税の第1期と軽自動車税の納期限は、5月31日(金)です。忘れずにお納めください。

また、口座振替をご利用のみなさまは、残高の確認をお願いします。

【軽自動車税の減免申請】

減免申請は、次に該当する軽自動車など（普通車の減免申請をされている人は受けられません）で1台に限り税金の減免を受けることができます。

申請を行う人は、5月31日(金)までに、税務課で手続きをしてください。

【減免対象】

身体障がい者や知的障がい者、または、その人と生計が同一の人が、その人のために使用する軽自動車など。

【申請に必要なもの】

1. 減免を受ける本人が申請する場合に必要なもの
 - 身体障がい者手帳の写し（療育手帳・精神障がい者福祉手帳・戦傷病者手帳）
 - 本人の運転免許証の写し（有効期限内のもの）
 - 本人の個人番号（マイナンバー）通知カード、または、個人番号（マイナンバー）カード
 - 印かん（認印）
 - 減免を受ける軽自動車税の納付書

※運転者が異なる場合は、運転者の運転免許証も必要です。
2. 代理人が申請する場合に必要なもの
 - 身体障がい者手帳の写し（療育手帳・精神障がい者福祉手帳・戦傷病者手帳）
 - 運転される人の運転免許証の写し（有効期限内のもの）

- 減免を受ける人の個人番号（マイナンバー）通知カード、または、個人番号（マイナンバー）カード（写し可）
- 減免を受ける人の印かん（認印）
- 減免を受ける軽自動車税の納付書
- 申請者の身分証明証（運転免許証など）
- 委任状（必要な人は、税務課までお問い合わせください）

平成31年度 各納期限

	第1期	第2期	第3期	第4期
町・府民税	7月1日	9月30日	12月2日	1月31日
固定資産税	5月31日	9月2日	10月31日	1月6日
軽自動車税	5月31日			

なお、納期限までに税金を納めて頂かないと、次のような督促手数料や延滞金がかかります。また、督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

（1）督促手数料

督促状を発送した場合1通につき100円

（2）延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて年8.9%（ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年2.6%）の割合で計算した延滞金がかかります。

◆問合せ 税務課 ☎98-5517

自動車税の納期限

自動車税の納期限は5月31日(金)です。

納税通知書裏面に記載の金融機関、大阪府内の郵便局、コンビニエンスストア等、府税事務所で納付することができます。

また、パソコンやスマートフォンを利用したクレジットカードでの納付や、府税収納を扱う金融機関（ゆうちょ銀行を除く）のPay-easy自動車税の納期限（ペ

イジー）に対応している方法による納付も可能です。さらに、スマートフォン決済アプリ「PayB」を利用して納付することもできます。

詳しくは、各金融機関や大阪府ホームページをご確認ください

◆問合せ 自動車税コールセンター

☎0570-020156

町税の口座振替をご利用のみなさまへ

町では、効率的な業務をめざして改善を行っています。

そのため、町税（住民税・固定資産税・軽自動車税）の口座振替を利用されている人への口座振替通知書などの送付はしていません。必要場合は、税務課までお問い合わせください。

ご理解ご協力をお願いします。

なお、継続検査用の軽自動車税納税証明書は6月に送付します。

◆問合せ 税務課 ☎98-5517

お詫びと訂正

広報太子4月号「太子町のち支える自殺対策計画を策定しました」（8ページ）に、下記のとおり、誤りがございました。謹んでお詫びし、訂正させていただきます。

【誤】 ☎98-5200

【正】 ☎98-5520

◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300

わいわい朝市

【とき】 毎週土・日曜日と祝日

【ところ】 道の駅

近つ飛鳥の里・太子

◆問合せ

近つ飛鳥の里・太子運営協議会

☎98-2786

テニスコートの早朝貸出し

通常の利用時間に加えて、下記の期間で、午前7時からテニスコートの早朝貸出しを行います。

申込方法や利用料金は通常と同じです。

【とき】 6月1日(土)～9月30日(月)

【ところ】 町立総合スポーツ公園

テニスコート

※雨で利用できなかった場合は、通常区分にも振替できます。

◆問合せ 町立総合体育館 ☎98-5344



南河内地域若者サポートステーション

南河内地域若者サポートステーションは、働くことに一歩踏み出せない若者たちとじっくり向き合い、本人やご家族、保護者だけでは解決が難しい「動き出す力」を引き出し、就職して社会へ踏み出す橋渡しを行う厚生労働省委託の支援機関です。毎月第3水曜日に富田林市役所で出張相談を行っています。相談は予約制になっています。まずはお気軽にお電話ください。

富田林市役所出張相談

- 【と き】 第3水曜日 午後1時～5時
【ところ】 富田林市役所1階 相談室
【対 象】 15歳～39歳の就労に悩みを持つ若者及びその家族
◆問合せ 南河内地域若者サポートステーション ☎26-9441

介護面接会&相談会開催

- 【と き】 5月17日(金) 午後2時～4時
※受付は午後3時30分まで。
【ところ】 ハローワーク河内長野2階 大会議室
【参加企業】 5社

新元号の取扱い

5月1日付けの改元に伴い、町では元号の取扱いを以下のとおりとします。

- 年度については、5月1日以降も「平成31年度」と表記します。
- 日付については、新元号を使用します。ご理解頂きますよう、お願いします。

◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300

【持ち物】 ハローワークカード(あれば)、履歴書(応募したい企業分をご用意ください)

◆予約・問合せ

ハローワーク河内長野 職業相談部門
☎53-3081 (部門コード 41#)



平成31年度(第22回)大阪府介護支援専門員実務研修受講試験

【受験資格】

医師、看護師、介護福祉士などの試験対象の国家資格などに基づく業務及び相談援助業務のうち、施設などで必置とされている相談援助業務に5年以上かつ900日以上の実務経験を有する人

※国家資格などに基づく業務の場合は、資格登録日以降の実務経験で、5年以上かつ900日以上の実務経験を満たす必要があります。

※受験資格業務は、試験要領、または、大阪府地域福祉推進財団ホームページ(<http://www.fine-osaka.jp/>)をご参照ください。

【試験要領(受験申込書)】

- 配布時期 6月3日(月)～7月1日(月)
- 配布場所 府保健所、市区町村の介護保険担当課など

【受付期間】

6月3日(月)～7月1日(月)

【受付方法】

簡易書留による郵送のみ(当日消印有効)

【試験日】

10月13日(日) 午前10時～

◆問合せ

一般財団法人大阪府地域福祉推進財団
(ファイン財団) ケアマネ係
☎06-6763-8044

テレホン・メモ

学校給食センター……………	☎98-4607 FAX98-4609
教育委員会事務局……………	☎98-5533 FAX98-4514
公民館……………	☎98-5530 FAX98-5530
まちづくり観光交流センター (観光産業課)……………	☎98-5521 FAX98-4514
総合福祉センター…………… (社会福祉協議会)	☎98-1311 FAX98-2111
水道……………	☎98-5536 FAX98-5175
板屋橋浄水場……………	☎98-5537 FAX98-4622
総合スポーツ公園…………… (総合体育館)	☎98-5344 FAX98-5346
保健センター……………	☎98-5520 FAX98-3600
竹内街道歴史資料館……………	☎98-3266 FAX98-3279
消防署太子分署……………	☎98-3299 FAX98-4599
病院紹介……………	☎23-9919
休日診療所……………	☎28-1333
富田林警察署……………	☎25-1234
火災・救急救助……………	☎119

住民手づくり

第197回 たいし 聖徳市 開催

毎月第3日曜日に青空市を行います。当日は、様々な店が並びますので、ぜひ、お越しください。

※たいし聖徳市では、年間をつうじて出店者を募集しています。

出店をご希望の人は、太子町観光・まちづくり協会までお申込みください。

※たいし聖徳市実行委員会では、青空市をつうじて、活発な明るい調和あるまち創りをめざしています。

【と き】 5月19日(日)
午前9時～午後1時

【ところ】 太子・和みの広場

◆問合せ

太子町観光・まちづくり協会
☎21-1600

募集

道の駅 パート募集

道の駅「近つ飛鳥の里・太子」では、町でとれた新鮮な野菜や特産物などを販売しています。一緒に道の駅で働きますか？

近つ飛鳥の里・太子運営協議会では、販売・事務のパートを募集しています。詳しいことは、お問い合わせください。

◆問合せ

近つ飛鳥の里・太子運営協議会
☎98-2786

防火標語を募集します

富田林市消防本部では、富田林市防火協会との共催で防火標語を募集します。

防火標語の募集は、広く防火意識の高揚を図ることを目的に啓発事業の一環として行います。最優秀作品は、火災予防の普及・啓発に活用します。防火のポイントや手法などを簡潔に表現したざん新な作品の応募をお待ちしています。

なお、前回の標語は、『火の用心 目くばり気くばり 笑顔の家庭』です。

【応募資格】

富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村に在住の人

【応募方法】

5月1日(水)～9月13日(金)までに、ハガキ、または、Eメールに標語(20字以内)、住所、氏名、性別、年齢、職業、電話番号を記入し、ご応募ください。

郵送：

〒584-0036

富田林市甲田一丁目7番1号

富田林市消防本部予防課

Eメール：

yobou@city.tondabayashi.lg.jp

【選考など】

10月上旬に最優秀作品1点、優秀作品3点を選考し、広報太子11月号で発表します。入賞者には、表彰状と記念品を授与します。

◆問合せ 富田林市消防本部予防課

☎23-1124

福祉

障がい者の出張相談窓口

相談支援事業所の専任職員による出張相談窓口を開設します。

相談希望の人は、5月10日(金)までにご予約ください。また、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所で随時、専任職員が相談に応じています。

【と き】 5月16日(木)

午後1時～3時

【ところ】 役場庁舎1階 相談室

◆問合せ

福祉課 ☎98-5519

「メール119番」運用の登録

電話での対話による119番通報が困難な人が、携帯電話などから電子メールを利用して消防車や救急車の要請ができる緊急通報の補助手段として「メール119番」を運用しています。

【対 象】 町内在住で聴覚・音声・言語機能などに障がいがあり身体障がい者手帳を有する人

※「メール119番」の利用には、事前に福祉課への利用申請が必要です。申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

◆問合せ 富田林市消防本部指令課

☎23-0119 FAX23-9913

福祉課

☎98-5519 FAX98-2773

子育て

子育てに苦しさを感じている親のためのMY TREEペアレンツ・プログラム

「子育てにしんどさを感じている」「気がつけば子どもを叩いている」「子どもを無視してしまう」「このままではどうなってしまうのか不安」。

「MY TREEペアレンツ・プログラム」は、子どもの心と体にダメージを与えていることに悩む親への回復プログラムです。

子どもを深く知り、より受け入れることで子どもへのかかわり方を考えます。

【と き】 6月28日～11月1日の毎週金曜日(第3金曜を除く)、令和2年1月31日(金)、3月27日(金) 午前10時～午後0時30分

【ところ】 富田林市立人権文化センター

【参加費】 無料

【定 員】 10人(先着順)

※保育あり(予約が必要)。

【申 込】 5月7日(火)から、住所・名前・電話番号・保育希望の有無を電話でお申込みください。ファックスでもお申込み頂けます。

◆申込・問合せ

富田林市人権協議会 ☎24-3700

FAX25-5952

宅地防災月間 -5月1日～31日-

5月は「宅地防災月間」です。



宅地災害は、いったん起こると家屋や家財、時には尊い人命にかかわることにもなりかねません。

造成中の急斜面、無理な積み方をした石垣、風化の著しい崖面などは、長雨、大雨により思わぬ災害を引き起こすことがあります。

「宅地防災月間」は、大雨が予想される梅雨期を前に、宅地造成工事などによって起こる崖崩れや土砂の流出による災害発生を未然に防ぎ、宅地災害をなくそうという目的で行っています。

大阪府では、この期間中に府内市町村や消防、警察など宅地防災に関係する機関と協力して、次のような事業を行います。

防災パトロール

パトロール隊を編成し、宅地造成地や土砂採取地などの造成地の防災工事の安全性などについて点検、指導をします。

宅地防災技術研修会

宅地防災知識の啓発、普及を図るため、5月下旬に、宅地造成事業者、設計者などを対象に宅地防災に関する技術研修

会を行います。詳しくは、大阪府建築指導室ホームページをご覧ください。

また、ご家庭でも、これを機会に宅地災害を未然に防止するための必要な点検をお願いします。次のような点について自宅の周辺を点検し、早急に適切な処置をすることが必要です。

1. 石垣、擁壁などに亀裂などは入っていませんか、また、割れ目から地下水がしみ出していないか。
2. 石垣、擁壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ていますか。
3. 地盤は沈下していませんか。
4. 排水のための溝に泥などがつまっていませんか。

なお、大阪府建築指導室が発行している「石積み・ブロック積みよう壁の自己診断マニュアル」には、点検方法など具体的に記載しています。マニュアルは大阪府建築指導室ホームページに掲載していますので、ご利用ください。

◆問合せ 大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課
☎06-6210-9722

お詫びと訂正

広報太子4月号「700MHz（メガヘルツ）利用推進協会によるテレビ受信障害対策」（裏表紙）に、下記のとおり、誤りがございました。謹んでお詫びし、訂正させていただきます。

【誤】 ☎0721-700-012（フリーダイヤル）

【正】 ☎0120-700-012（フリーダイヤル）

◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300